

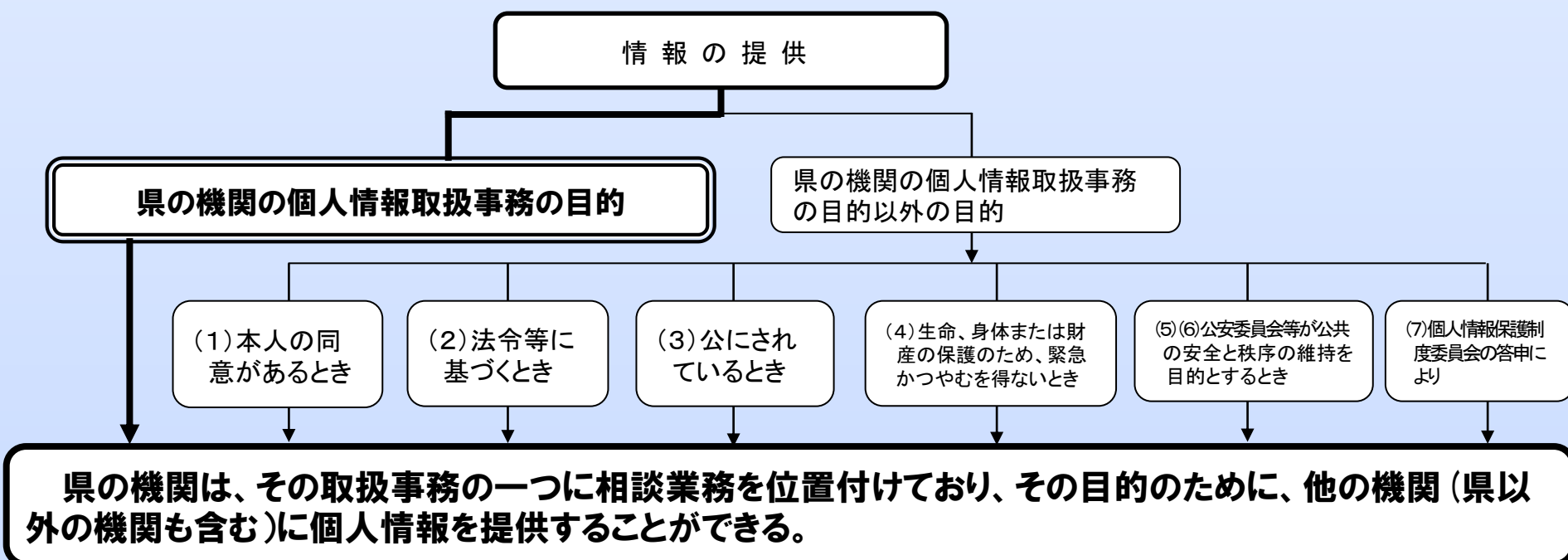
## 高知県個人情報保護条例における個人情報の取扱

個人情報取扱事務の目的のためであれば、県の機関同士で個人情報の収集・提供をすることは可能である。

### 1 提供の制限 (別紙:高知県個人情報保護条例 第10条関係)

◎県の機関は、提供する機関の個人情報取扱事務の目的のためであれば、他の機関(県以外の機関も含む)に対して、個人情報を提供することができる。また、個人情報取扱事務の目的以外の目的でも、(1)~(7)に該当するときは、個人情報を提供することができる。

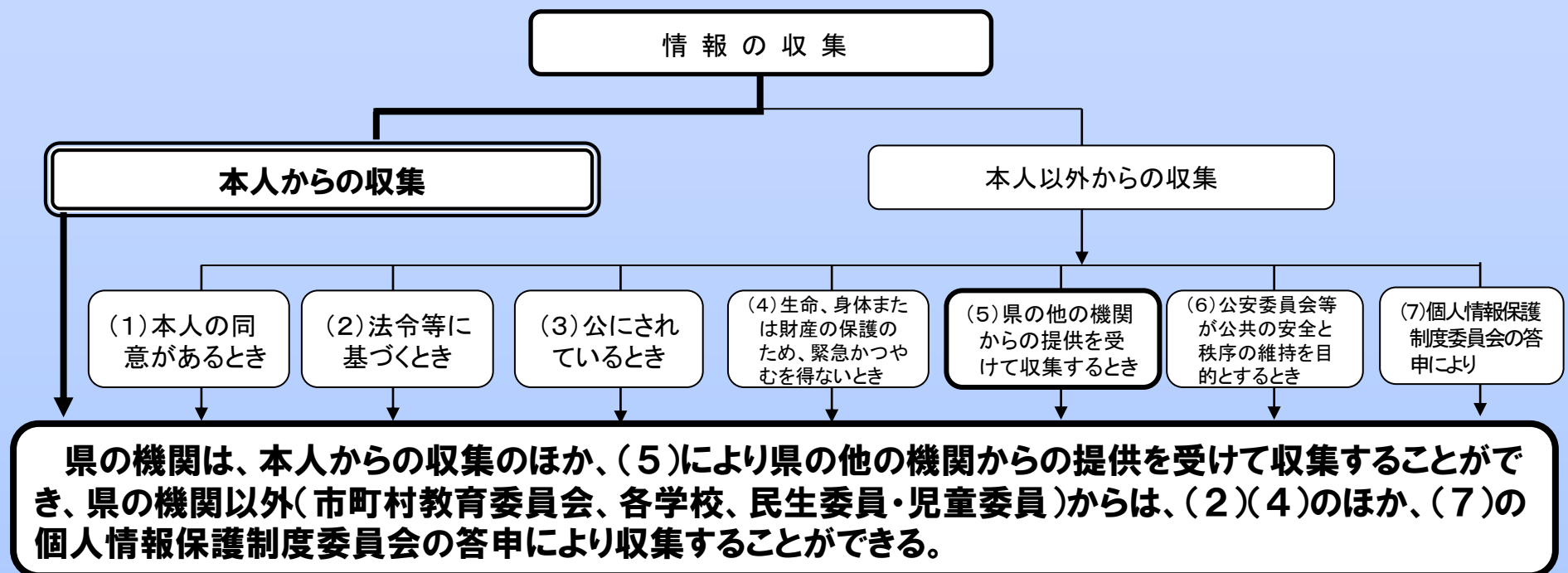
※個人情報取扱事務とは、県の各機関が行う事務であって、その事務を行ううえで個人情報の収集、利用、提供及び管理等の取扱を伴うものであり、心の教育センターでは、個人情報取扱事務の一つに相談業務がある。県の他の機関も同様。



### 2 収集の制限 (別紙:高知県個人情報保護条例 第8条関係)

◎県の機関は個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲で収集しなければならない。

◎県の機関は個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、(1)~(7)に該当するときは、本人以外から収集することができる。



※対象となる関係機関

#### 高知県関係

教育委員会、児童家庭課、児童相談所、高知県警察本部少年女性安全対策課少年サポートセンター、高知県精神保健福祉センター、高知県療育福祉センター、こうち若者サポートステーション、高知県女性相談支援センター